

認証保育所の保育料を一部補助

利用している認証保育所の保育料が、認可保育所などの保育料よりも高い場合に、その差額を補助します(月4万円を限度)。

補助を受けるには、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証を申請し、交付されていることが条件です。

対象となる方には、6月上旬に申請書などを送付します。

申請方法や支給期間など詳しくは、送付するパンフレットをご覧ください。お問い合わせしてください。

☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。

休日保育、病児・病後児保育をご利用ください



保育施設に通園している1歳以上のお子さん(「ひなたぼっこ」のみ年齢制限なし)を対象に、家庭で保育できない場合の一時預かりを、下の表のとおり行っています。

利用には登録が必要ですので、事前に各施設に問い合わせてください。なお、病後児保育の登録には、母子健康手帳、印鑑、送迎予定者の写真が必要です。☆詳しくは、子ども子育て地域支援担当へ。

	休日保育	病児・病後児保育
利 用	仕事などで、家庭での保育ができないとき ※休日保育勤務証明書(市役所子ども子育て支援係にあり/市ホームページからダウンロードも可)の提出が必要です。	お子さんが病気中や病気の回復期で、集団保育が困難なとき ※病気にかかるごとに受診し、医師の承諾を得てください。
時 間	日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分	平日(年末年始を除く)の午前8時～午後6時
所在地・電話番号	上ノ原保育園分園 ☎595-7058 (昭和町4丁目/あいぼっく前)	ひなたぼっこ(病児保育室) ☎544-7511 (松原町1丁目/太陽こども病院内) くろーばー(病後児保育室) ☎543-1588 (中神町1260/昭和郷保育園内)
費 用	有料(金額については問い合わせを) ※お子さんが、認可保育所などに通っている場合は、費用負担はありません。	1日2500円(食事、おやつ代含む)

多子世帯のお子さんの一時預かりや病児・病後児保育などの費用を補助

第2子以降の未就学児を対象に、保育所などの一時預かり保育、病児・病後児保育、幼稚園在園児の延長保育の費用を補助します。

事前に申請が必要です(年度1回)。前年度に利用した方も申請してください。

◇補助額

*第2子⇨費用の半額

*第3子以降⇨費用の全額

※同一世帯で最年長の未就学児を第1子とします。

☆詳しくは、子ども子育て地域支援担当へ。



高齢者見守りネットワーク事業

高齢者の異変に気づいたらすぐ連絡を

こんなときにご連絡を

◎元気でいるのかな?

*新聞受けに新聞がたまってままだまっている

*何日も洗濯物が干したままになっている

*この頃姿を見かけない

◎認知症や虐待?

*不自然な服装で歩いている

*道に迷うことがある

*記憶があいまいである

*家からどなり声がする

*不自然なあざや傷がある

◎悪質商法の被害?

*不審な業者が出入りしている

☆詳しくは、高齢者支援係へ。



▼地域包括支援センター

	所在地	電話番号
東部地域包括支援センター	玉川町2丁目	545-9204
中部地域包括支援センター	昭和町4丁目 (あいぼっく内)	505-7681
西部地域包括支援センター	田中町2丁目	513-7651
北部地域包括支援センター	拜島町4036	519-6967

市民の皆さんの小さな「気づき」が大切です。ご協力をお願いします。

どの支援を行います。

ださい。相談や安全確認などの支援を行います。

は、市役所高齢者支援係または、左の表の地域包括支援センターに連絡してください。

は、市役所高齢者支援係または、左の表の地域包括支援センターに連絡してください。